

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

Financial Services Authority (FSA) Circumstances Leading to the Creation of the FSA

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 米山, 徹幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/327

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



英金融サービス機構（FSA）

— 成立までの状況 —

Financial Services Authority (FSA)

Circumstances Leading to the Creation of the FSA

米 山 徹 幸

YONEYAMA, Tetsuyuki

英国の証券規制は、長年にわたり、自治の伝統に根ざす金融街シティーの自主規制機関に基盤を置いていた。サッチャー政権のビッグバン直後に成立した1986年金融サービス法は、貿易産業省（DTI）を所轄の監督官庁として、1988年4月、証券投資委員会（SIB）のもとに業務分野ごとに専門の自主規制団体（SRO）を配置する自主規制制度を導入した。1997年10月、労働党政府の下で、金融業界の多岐にわたる自主規制機関を一元的に統一し、金融サービス全般を監督する市場監督機関として金融サービス機構（FSA）が発足する。翌年にはイングランド銀行（BOE）から金融機関の監督権限が移管し、さらに2001年に施行された2000年金融サービス・市場法によって、FSAの監督庁としての立場はいっそう明快となった。

ところが、2010年5月の総選挙で保守党と自由党の連立政権が発足すると、2007年末に破たんの危機に陥った住宅金融銀行ノーザン・ロックに始まる同国の金融危機で、「誰も負債水準を管理できず、危機がやってきても誰も責任の所在をわからなかった」という政権内の指摘から、イングランド銀行（BOE）、金融サービス機構（FSA）、財務省による三者共同の金融監督体制は機能しなかったとして、FSAを解体し、金融機関を監督する権限の大部分がBOEに移管することになった。2012年金融サービス法に基づき、2013年4月、FSAは廃止となった。

本稿は、各金融業界の自主規制監督を一元化するFSA発足の経緯を世界最古の相互保険会社エクイタブルの破たんを中心に検証する。

1. はじめに

金融サービス機構（FSA）は1997年の総選挙で18年ぶりに政権復帰した労働党政府が、金融業界の多岐にわたる自主規制機関を一元的に統一し、金融サービス全般を監督する市場監督機関として、同年10月に発足した。翌年の1998年にはBOEから金融機関の監督権

限も移管された。そして2001年に施行された2000年金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act 2000）によって、FSAの立場はさらに明快となった。

本稿は、FSA発足の経緯を追い、世界最古の相互保険会社エクイタブルの破たんを中心に、各金融業界の自主規制監督を一元化するFSAの登場を検証する。

キーワード：FSA、金融サービス法、エクイタブル、ハワード・デービス
Key words：FSA, financial act, equitable, Howard Davies

2. 1986年金融サービス法

証券投資委員会（SIB）による自主規制制度

ロンドンの証券規制は、自治の伝統に根ざす金融街シティの自主規制機関に基盤を置いていた。サッチャー政権のビッグバン直後に成立した1986年金融サービス法（Financial Act 1986）では、貿易産業省（DTI）が所轄の監督官庁だった。1988年4月、証券投資委員会（SIB）のもとに業務分野ごとに専門の自主規制団体を配置する自主規制制度を導入した。実際の規制はSIBが担い、大半の業者は業態別のSIB傘下の5つの自主規制団体（SRO）に免許申請し、認可を受ける仕組みである。SROが日々の監督権限を再委譲されていたといっている。

1991年4月、証券協会（TSA）と先物業者協会（AFDB）が合併し、証券先物委員会（SFA）が発足した。それまで5つあったSIB傘下の証券自主規制団体（SRO）は4つに減った。92年さらに、これを3つにまとめる案が登場した。再編の対象は、投資顧問規制機関

（IMRO）、生保・投資信託規制機関（LAUTRO）、金融仲介・管理・ブローカー規制協会（FIMBRA）の3団体で、個人投資委員会（PIA）を発足する目論見だった。

「類似の投信や貯蓄性の保険商品を販売する業者が異なる組織に所属していたり、各自主規制団体で重なり合う部分もあり、業者側にとって不合理な一方、投資家にも監督機関の境界線がわかりにくい。同一の保険商品でも、生命保険・投資信託規制機関（LAUTRO）系とFIMBRA系の代理店で手数料が違うといった問題が生じていた」¹⁾ このため、SIBは「個人投資家を保護するための準備組織を年内に設置、早ければ来年（=1993年）4月にもLAUTROとFIMBRAを吸収する。また投資顧問規制機関（IMRO）の会員のうち、個人投資家を対象にした投信の運用業者と、一般の証券会社などが属している証券先物協会（SFA）の会員で、取引所を通さない業務を扱うだけの一部会員も新機関に移動させる」²⁾ ことになった。

しかし、関係業界の反対にあってPIAの設立は難航した。理由は、FIMBRA救済と複雑

【表1】英国の規制監督体制の推移

年代	1988年～	1991年～	1995年～
監督官庁	貿易産業省（DTI）		
監督代行機関	SIB （証券投資委員会）	SIB （証券投資委員会）	SIB （証券投資委員会）
主な業界自主団体（SRO）	TSA（証券協会）	SFA （証券先物委員会）	SFA （証券先物委員会）
	AFDB（先物業者協会）		
	IMRO （投資顧問規制機関）	IMRO （投資顧問規制機関）	IMRO （投資顧問規制機関）
	LAUTRO （生命保険・投資信託規制機関）	LAUTRO （生命保険・投資信託規制機関）	PIA（個人投資委員会）
	FIMBRA （金融仲介業・ブローカー規制協会）	FIMBRA （金融仲介業・ブローカー規制協会）	

（各種資料から作成）

な自主規制組織の簡素化という目的だけでは、関係者を納得させられなかったのだ。それに、「生命保険会社や銀行などの大手業者は、零細な代理店や投資顧問業者のために負担を強いられるのを嫌い、PIA会員になるための基準を厳しくすべきだと主張。締め出しを食いかねない零細業者に猛烈な反対が起きている」³⁾ ためだった。

当時の規制監督体制がスタートして6年が経っていた。この間、マクスウェル・グループの年金不正流用事件など証券スキャンダルが相次ぎ、自主規制のあり方に批判が高まっていた。93年5月、SIBのラージ委員長は大蔵省に宛てた報告書をまとめた。その中で、SIBの下で分野別に自主規制機関が存在する現行の二重構造を維持するよう提言。さらに個人投資家向けの自主規制機関を作る方向を打ち出した。PIAの設立を明確にしたわけだ。同時に、規制機関自身の情報公開などに注力する方針も明らかにした。

95年7月18日、ようやくPIAは発足。同年10月、FIMBRAをLAUTROもPIAに業務を統合し、解散した。営業に実態が異なる大小の業者が、消費者という括りで1つの団体に収まるかどうか。「個人投資家の保護を万全にするためには、数多くの監督官など規制に必要なコストは膨大になる。自主規制という形でコストを業界に負担させるのは難しいだけに、この分野は政府直轄の規制組織を充てるべきだ」⁴⁾ という意見も有力だったが、最後の場面で、ロイズ銀行や生保のスタンダード・ライフなど大手金融リテールも会員申請する展開だった。ラumont蔵相(当時)が支持を公言したラージ報告書の効き目が出た。

3. 1997年ブレア政権、「金融監督制度の一元化」政策の採用 98年金融サービス機構 (FSA) の設立へ

1997年5月20日の下院総選挙で労働党は、20世紀最大の地すべりの勝利を取めた。トニー・ブレア(=当時43才)を首相とする新政府は、時を置かず、「銀行監督局を英中銀から分離して、自主規制機関である証券投資委員会(SIB)の傘下に統合するなど金融監督制度の抜本改革を打ち出した」⁵⁾。国際金融の一大中心地シティの根幹を変革する決定だった。「BOEの独立性の確保などに関する諸法律と合わせて順調に進めば、今年10月にも巨大な監督機関が誕生する。(略)具体的には、銀行監督局を英中銀から分離してSIBに統合。さらに現在SIBの管轄下であり、それぞれ独立した自己規制団体である投資顧問規制団体(IMRO)、証券先物委員会(SFA)、個人投資委員会(PIA)の3組織も傘下に統合する」⁶⁾。

同年10月、SIBは金融サービス機構(FSA)と改称した。BOEの副総裁ハワード・デービス氏(=当時46才)がFSA委員長に就任した。1998年6月1日「イングランド銀行法」が発効し、BOEからFSAに銀行監督権限が正式に与えられた。「イングランド銀行の副総裁だったハワード・デービス氏を初代理事長に据えて、5月末までに幹部の任命を終えた。イングランド銀行の監督部門の430人が1日、正式にFSAに移った」⁷⁾。この時、SIB傘下の3つの自主規制団体、SFA、IMRO、PIAもFSAに参加した。前年5月に政府が発表した金融監督制度の一元化という完璧な統合まで、あと一步の地点に到達した。あとは、財務省

が監督する保険会社、その他の業界委員会が規制している住宅金融組合などに対する監督権限をFSAに委譲するには関連法の導入や改定を用意するばかりだった。

こうした経緯を経て、2001年12月1日、新たな金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act 2000）が成立し、FSAの新たな根拠が明らかになった。理事長はデービス氏が就いた。新生FSAの監督権限はかつてないほど大きく強化されていた。シティに進出する500以上の金融機関はもちろん、1万社を大きく超えた国内の法人、また情報開示を担うPR会社や関係する法律・会計事務所、さらに個人投資家など、すべての金融関係者に及ぶ。これまで業界ごとに縦割りだった金融監督機関を統合したFSAは、英国で唯一の監督組織として登場する。そのウェブサイトも、投資家擁護を目的とする米国証券取引委員会（SEC）に倣って、個人投資家向けの教育を意識した工夫を凝らして、全面的に改訂した。

「FSAの主な目的は（1）金融システムの信頼性の維持（2）消費者の保護（3）金融犯罪の撲滅で、強い調査権限を持つ。新法の施行により、銀行や証券、保険、資産運用など幅広い金融業務で強い監督権限を持つことになった。なかでも不正取引に対し無制限の制裁金を科すなど、行政処分権を与えられたことが大きな変更点だ」⁸⁾。

4. 新生FSA：続出する英内外スキャンダルに対応

2001年12月1日。この日、新たな「金融サービス・市場法」が施行された。かつてない権限を手にした規制監督機関、金融サービス機構（FSA）がスタートした。新聞メディア・

ミラーグループの年金流用問題で世界を驚かせたマクスウェル・スキャンダル、一人のトレーダーによる自己売買の失敗が名門銀行の歴史に終止符を打ったベアリング事件など90年代の数々の経験を教訓に、新生FSAの監督権限はかつてないほど大きく強化されていた。

新生FSAがスタートして3日後、米エネルギー大手エンロンが破たんした。後を追うように2002年を通じて、監査法人アンダーセンや通信大手ワールドコム、大手投資銀行セルサイド・アナリストの利益相反問題、企業改革法（サーベンス・オクスレー法）の成立、決算報告書に対するCEO（最高経営責任者）、CFO（最高財務責任者）の宣誓署名、企業不祥事に対するハーベイ・ピット米証券取引委員会（SEC）前委員長の不明な対応とその辞任など、米国発の問題が続出した。

大揺れのウォールストリートの動向は、大西洋の対岸の国際金融街シティに影響する。投資銀行や資産運用会社、ブローカーなどに対する「倫理基準の向上」や「アナリストの利益相反」問題で、FSAは議論の中心的役割を期待され、自ら積極的な発言を担ってきた。9月11日事件以来、テロリストの資金も含め、以前にもまして、マネーロンダリングに対する取り組みも課題となった。

FSAの課題はドーバー海峡の向こう側からもやってくる。2005年末までにEU地域で金融分野で単一規制を導入する「金融サービス行動計画」も日程が明らかになる。欧州大陸の各国と整合性を保ちながら、シティの突出した競争力を維持し、これを強化する。もちろん、国際的な市場間競争に勝ち抜くのはFSAの自明の使命だ。

さらに、国内にも別の問題もあった。長年にわたって迷走するエクイタブル・ライフの

年金保険問題、スプリット・キャピタル投信のスキャンダル、不動産ローン保険の問題など、個人投資家をめぐる係争が次から次に明らかになった。英国のFSAに限らず、どの市場でも業界と消費者との利害の調整を処理する立場をこなす仕事は、きわめて難しい。

2002年12月、金融サービス・レビュー・プラクティショナー・パネルが発表した調査によると、「FSAは統合前の9つの規制監督団体当時よりも効率が落ちているという結果が出た。ハワード氏は下院財務委員会で、FSAを『職務怠慢だ』とする非難に出会って、愕然となったという⁹⁾。こうした非難の背景を「エクイタブル・スキャンダル」に探ってみよう。

5. エクイタブル・スキャンダル

①「逆ざや」商品で破たん

1762年創業で、世界最古の相互保険会社エクイタブル。破たんの引き金は1980年代に販売した年金給付保証権付き年金商品 (GAR) だった。「蓄積元本に対し年率11%の受給権を保証する配当付き確定拠出年金のGAR。1980年代までは広く販売されていたが90年代後半以降に運用環境が悪化。蓄積元本が同じでも、GAR契約者とその他の配当付き年金の契約者の受給額に大きな差が出ていた。エクイタブルはGAR契約者が満期時に受け取る特別配当を減額しようとしたが、これに対し契約者が同社を相手取って提訴。最終的に英上院上訴委員会 (日本の最高裁に相当) は7月、契約者側の主張を認め、同社に当初予定通りの特別配当を支払うよう命じた」¹⁰⁾。

2000年12月8日、同社は「新規の保険契約募集の中止を発表した。事実上の営業停止で、当面は既存契約の管理に専念する。事実上の破綻だった。同業の英プルデンシャルによる

買収を望んでいたが、交渉が同日で打ち切られたため、『店じまい』に追い込まれた」¹¹⁾。破たんである。BBCのニュースサイトに『エクイタブル・スキャンダル』が用意され続けている事実¹²⁾が、全国規模で生まれた衝撃の度合いを語る。

「相次ぎ破たんした日本の生保と似た構図だが、英大手生保で高保証利回りのGAR年金に傾斜したのはエクイタブルだけだ」¹³⁾。年が明けた01年2月5日、同社は英大手銀行ハリファクスに身売りに合意。最大10億ポンド (1ポンド=170円、約1700億円) で、エクイタブルの資産と営業網を売却した。

これで一件解決とはいかなかった。問題は2つあった。1つはFSAなど当局の「監督責任」であり、もう1つは契約した個人投資家だった。

エクイタブルが直面した状況を監督当局は把握していた。「98年11月に英大蔵省 (ママ) がFSAに『エクイタブルは保証付き年金で巨額の支払い責任をかかえている可能性がある』と警告していた」¹⁴⁾。2000年12月、この事実が判明するとFSAは「エクイタブル・ライフに対する指導に問題がなかったかどうか内部調査を実施する」¹⁵⁾と発表。「FSAは営業停止の当初から『同社は倒産しておらず、支払い余力はある』と事態の沈静化を図ろうとした。だが、新規引き受け停止に至るまで事態を放置したことに監督責任を問う声が高まっている」¹⁶⁾。警告からエクイタブル破たんにいたる2年間の空白をめぐって、非難の矛先はFSAに向けられた。

2001年10月、FSAはエクイタブル・ライフに対する自らの指導に関する内部調査の結果をまとめた。FSAが英貿易産業省と大蔵省から同社の監督責任を引き継いだ1999年からの

2年間で調査対象だった。「指導が一部不徹底だったり、FSA内部の各部門の意思疎通が悪かった」¹⁷⁾などと問題点を認めた。そのうえで「同時に、事態は『99年には事態は相当に深刻であり、大きく好転させ得る手段は無かった』とし、破たんの原因は、FSAが監督責任を引き継ぐ以前の時代にさかのぼると強調している」¹⁸⁾内容だった。

破たん後、既存契約の管理会社に迎えられたエクイタブルの現経営陣が、監督責任を問うて、「英金融サービス機構などの監督機関を訴えるかどうかは、英財務省の調査結果が出るのを待って決める考えだ」¹⁹⁾と報道されている。

②満額配当支払いの命令（2000年7月）

ここで、関係する保険契約者が直面する状況に目を向けよう。前出のとおり、1998年11月、英財務省がFSAにエクイタブルのGARに関連する逆ざやについて警告を発した頃、同社は、積み立て終了時に支払う満期配当をGAR契約者に対して減額措置を取ろうとしていた。結果は不調に終わり、GAR契約者は、満期配当減額を不服として会社を提訴した。問題が公然化した。1審はエクイタブル、2審はGAR契約者側がそれぞれ勝訴する展開で、2001年7月、最終審の判断が出た。「最高裁に当たる英上院上訴委員会が、GAR契約者に他の配当付き年金契約者と同じ割合での満期配当の支払いを命じる決定を下した」²⁰⁾。これが、エクイタブルが営業を停止する引き金と

【表2】エクイタブル・ライフ「利回り保証」を巡る係争

1762年	エクイタブル創業
1957年	利回り保証型（GAR）年金商品を発売
1988年	利回り保証型（GAR）年金商品の販売を停止
1993年10月	英金利、5%台に低下 エクイタブル、GAR契約者に限り満期配当を減額
1994年	逆ざや発生⇒その後、約3000億円に
1998年11月	英財務省、英金融サービス機構（FSA）にエクイタブルのGAR関連逆ざやについて警告 満期配当減額を巡り、GAR契約者との係争開始
1999年1月	FSAなどGAR逆ざや算出のガイドラインを導入 エクイタブルの逆ざや約16億ポンドと算定
9月	一審判決、エクイタブルを支持
2000年1月	二審判決、GAR契約者を支持
7月	最終判決、GAR契約者を支持 エクイタブル、身売り先求める
12月	エクイタブル、営業停止を決定⇒事実上の経営破たん FSA内部調査を開始
2001年2月	営業網を英銀ハリファクスに売却
7月	解約払戻金を16%減額
8月	英政府、包括的調査の実施を決定
10月	FSA内部調査の結果を公表
11月	エクイタブル、妥協案の内容を契約者に提示
12月	新経営陣が旧経営陣らの責任を追及する方針を決める
2002年1月	契約者が妥協案を可決
2月	英高等法院、妥協案を承認
5月	旧経営陣を提訴
11月	有配当型個人年金の追加削減策を決定

（各種資料から作成）

なった。

2002年2月、エクイタブルは、この商品の支払い責任を一定額に制限し、満期保険金額を減額する妥協を契約者から取り付けた。「営業停止で影響を受けた契約者は約100万人といわれ、その大多数は利回り保証を持たない商品の購入者だ。金利低下や株価低迷でGAR関連の逆ザヤが一層拡大すれば、これら契約者への配当が一段と目減りするの確実。このため、破たん後に経営を引き継いだトリープス会長ら新経営陣は妥協案の成立に向け、利害関係の異なる複数の契約者グループと1年近く調整を続けていた」²¹⁾。破たん後1年以上も見通しが立たない状況も、ようやく収束に向かい動き始めた。少なくともその筈だった。

ところが、これですべて決着とはいかなかった。2002年11月、エクイタブルは「個人年金の契約者に対する支払額を最大30%削減する計画を明らかにした。対象となるのは全契約者の一割強に相当する約5万人で、来年2月から実施する方針」²²⁾となったからだ。有配当型個人年金の加入者は、これまでの年間平均6000ポンド(114万円)の年金が、平均額で年4800ポンド(91万円)となる。削減に踏み切る主な理由は、「6月時点で186億ポンド(3兆5000億円)あった責任準備金とその後の株価下落などで160億ポンドまで減少したためだ」²³⁾。

「市場ではエクイタブル債のデフォルト(債

務不履行)懸念も浮上しており、英保険業界にのしかかる『エクイタブル問題』の出口は再び見えなくなってきた」²⁴⁾。今後の動きに市場関係者も神経質になってきた。

こうした展開に当局は沈黙を守っていたわけではない。2001年8月、100万人に及ぶエクイタブル・ライフ破たんの影響を受ける契約者を前に、ついに、英政府は包括調査に乗り出した。「このまま放置すれば英国の私的年金制度への信頼をも揺るがしかねないと判断したからだ」²⁵⁾。英財務省は破たんの背景の市場環境や監督当局による指導内容などを中心に調べを進める考えと報道され、「あくまで破たん原因の究明が目的で、救済は考えていない」²⁶⁾という。これがベンローズ報告書である。来年後半に出来上がると見込まれている。

2002年12月18日、BBCオンラインが「エクイタブル、英政府を告訴か」²⁷⁾と、英国テレビ、チャンネル4の放送番組に出演したエクイタブル・ライフのトリープス会長のインタビューを引用した。「もし、調査結果で規制監督当局が保険契約者の利益保護に失敗したという結論が出れば、政府に対して法的手段に訴えるかもしれない」²⁸⁾というのだ。

③追求される監査法人や経営者

FSAだけが追求されているのではない。まず、エクイタブルの新経営陣は監査法人アーンスト・アンド・ヤング(E&Y)の責任を追

【表3】エクイタブルの妥協案の内容

GAR契約者	・積立金を平均17.5%上乘せ ・蓄積元本に対し8—11%の利回り保証を受ける権利を放棄
非GAR契約者	・積立金を平均2.5%上乘せ ・逆ザヤ問題を隠し、不当に年金商品を販売したとして提訴する権利を放棄

(日経金融新聞2002年2月15日から)

及した。「破たんの原因は、高利回りを保証した年金商品の巨額の逆ざや。この問題は英国が低金利時代に突入した1990年代後半にすでに指摘されていた。エクイタブルの新経営陣は『九七年以降の監査で問題が表面化していたにもかかわらず、E&Yは逆ざやに対して巨額の引当金が必要であると指摘しなかった』として『監査人の業務上過失』と主張。26億ポンド（約4900億円）の損害賠償を請求している」²⁹⁾。

次いで、旧経営陣に5600億円の損害賠償を請求した。「前取締役15人に対して30億ポンド（約5600億円）の損害賠償を請求する。15人は1993年から2001年に同社の取締役を務めていた。破たん当時の最高経営責任者だったアラン・ナッシュ氏や、英大手資産運用会社シュローダーズのピーター・セッジウィック会長といった英金融界の大物が含まれている」³⁰⁾、「エクイタブルは、さらに4人の前取締役と顧問弁護士事務所だったデントン・ワイルド・スペイトの提訴も検討中」³¹⁾と新たな動きも表面化した。

こうしたエクイタブルの破綻に関しては、2004年3月、その経営上の問題点や、監督行政の課題を指摘した818頁ものペンローズ報告書³²⁾が出され、FSAは、事件を教訓にした改革を次々と打ち出すことになる。

6. FSA初代委員長ハワード・デービス氏の業績

2002年12月12日、FSA委員長ハワード・デービス氏が辞任の意思を明らかにした。思い返すと、97年10月、証券投資委員会（SIB）が金融サービス機構（FSA）と改称し、デービス委員長を迎えてから約5年が過ぎていた。その5年は、世界最初の保険会社を舞台にす

るエクイタブル・スキャンダルが進行する時間と重なる。すでに、前年の2001年12月1日には、各業界の自主規制機関をすべて統合した、英国唯一の市場監督機関、金融サービス機構（FSA）が発足していた。97年に政権についたブレア政権が掲げる「金融監督制度の一元化」の方針が達成されことになる。

デービス氏の辞職の発表に、12月13日のデイリー・テレグラフ紙が書いた。「デービス理事長は時に難しい状況に対する理性と調和性に優れていた。（略）ハワード氏は概して人気の高い理事長だった。厳格な厳罰に権力を振り回すわけでもなかった。プリュイン・ドルファン・ストックブローカーのシャーロット・ブラック氏が『大変におどろいています。困難な仕事をよく掌握し』『人気が高く、ユーモアのセンスもあった。』」³³⁾。

シティ関係者の高い評価がある一方、消費者連盟（CA）会長シーラ・マケクニー氏のコメントは厳しい。「デービス理事長時代のFSAは失敗の連続だった」³⁴⁾。養老生命保険契約付き抵当権融資（Endowment Mortgage=利息だけを定期的に借り手側から貸し手側に返済し、抵当融資元本は保険契約満期時または被保険者死時に保険契約に従って支払われる仕組みの金融）などの不動産ローン保険の問題で、FSAを「職務怠慢」だとニベもない。FSAは業界に好意的で、消費者の利害を擁護していないというのだ。

デービス氏が辞職を発表する10日前、12月2日でのBBCとのインタビューで、マケクニー氏は語った³⁵⁾。「FSAは牙をもがれ、10点満点で5点しかあげられない」（参照【表4】）。CAのマケクニー氏は続ける。「誰が後任となっても、消費者保護を第一に掲げることとなろう」、「金融サービス産業を一掃し、

【表4】英消費者連盟会長シーラ・マケクニー氏の主なコメント

Q1	スーパー規制当局としてのFSAは、10点満点で何点でしょう。
(答)	10点満点で5点でしょう。完全な失敗というわけではないですが、Aレベルに達する前にやるべきことがたくさんあります。
Q2	ファイナンシャルな問題で、FSAは一般市民に情報をもたせ教育を行う義務を果たしていると思いますか。
(答)	多くの教育教材はとていいでさえです。問題は長期的なスケジュールです。個人としては、私たちは財務的な商品を理解する教育がないので、消費者が心配です。FSAは自身の活動を消費者に知らせることで、現在は行われていません。
Q3	FSAには牙がありますか
(答)	歯はたくさんありますが、使っていません。金融界に対してあまりにもソフト・アプローチが行われて、ドアの向こう側で業務が行われています。これは良くありません。要するに、FSAは、とくに、オーストラリアなどの他の国の規制当局と比べると、ダイナミックな規制監督当局とはいえません。単に事件の対応をしているばかりではありません。
Q4	FSAのトップの交替は必要ですか。あるいは文化の急激な変化が必要でしょうか。
(答)	問題がトップにあるのかどうかどうかは、確かではありません。ハワード・デービス卿は清廉潔白な人物です。しかし、消費者の利益がおおく失われています。FSAは、金融界が自らの措置に対してどのように反応するのか、あまりにも自問しすぎているのです。正直いって、FSAの仕事は、消費者を保護することです。だからといって、業界の意見は大事ではないといっているわけではありません。もちろん、施行されなければ、規制の意味はありません。結局のところ、FSAは「FSAは消費者にどのようにして利益をもたらししているか?」という単純なベンチマークに対して、自分が行っている事をすべて検証する必要があります。

BBC、2002年12月2日8時22分放送「'牙を欠いた' シティの規制監督当局」から³⁶⁾

浄化する外部の人材がFSAには必要だ。消費者はなおざりにされ、信頼は低下している」と。

7. おわりに

2010年5月の総選挙で保守党と自由党の連立政権が発足すると、6月16日、オズボーン財務相は、2007年末に破たんの危機に陥った住宅金融銀行ノーザン・ロックに始まる同国の金融危機について、「誰も負債水準を管理できず、危機がやってきても誰も責任の所在をわからなかった」と指摘。金融規制を中央銀行のイングランド銀行(BOE)、金融サービス機構(FSA)、財務省の三者の共同監督体制は機能しなかったとし、FSAを2012年までに解体し、金融機関を監督する権限の大部分をBOEに移管する改革案を発表した。FSAの発足から12年後が過ぎていた。

その内容は、BOEが金融規制の最終的な総括責任を負う監督体制の構築とともに、金融に対する国民一般の信頼回復を図るため、消費者保護等の強化を狙って、専門組織の消費

者保護・市場庁の創設し、これに対応するとした。

そして、2012年金融サービス法(Financial Service Act 2012)に基づき、BOEに新設された金融安定委員会(FPC: Financial Policy Committee)が金融システム全体の安定化を担当し、その下で個別金融機関の監督を担うプルードンス規制機構(PRA: Prudential Regulation Authority)と金融に関する消費者保護等の監督を担当する金融行動監視機構(FCA: Financial Conduct Authority)が新設され、勧告や指示を行う体制となった。FSAは、2013年4月、その権限をPRAとFCAに移譲し、解体された。

【注記】

- 1) 「英証券投資委、自主規制団体を再編——投資家保護を強化」日経金融新聞1992年5月7日
- 2) *ibid.*
- 3) 「『自主規制』に見直し機運(変わるシティー)」

- 日経金融新聞1993年2月9日
- 4) *ibid.*
- 5) 「英政府、金融監督を一元化。銀行監督局を統合、証券投資委の傘下に」ニッキン1997年5月30日
- 6) *ibid.*
- 7) 「英国、統一金融監督機関が発足—1700人超す陣容を想定」日経金融新聞1998年6月3日
- 8) 「英の金融監督機関FSA、権限強め再始動、不正取引に行政処分権」日経金融新聞2001年12月3日
- 9) 「デビース、FSAを早期退職へ」ガーディアン紙2002年12月13日 <http://www.guardian.co.uk/business/story/0,3604,859013,00.html>
- 10) 「英エクイタブル、新規引き受け停止、契約者100万人に影響」日経金融新聞2000年12月14日
- 11) 「英エクイタブル生命保険、事実上の営業停止に逆ざやで経営悪化」朝日新聞 00年12月10日
- 12) <http://news.bbc.co.uk/1/hi/business/2588525.stm>
- 13) 「『破たん』英エクイタブル、個人年金、最大30%削減—株安で準備金不足に」日経金融新聞2002年11月22日
- 14) 「英FSA、生保指導で内部調査、エクイタブルの営業停止で」日経金融新聞 2001年1月11日
- 15) *ibid.*
- 16) *ibid.*
- 17) 「金融監督当局、英エクイタブル破たん、『指導に問題点あった』」日経金融新聞2001年10月19日
- 18) *ibid.*
- 19) 「英生保エクイタブル、旧経営陣を提訴—逆ざや放置の責任追及」日経金融新聞2002年5月1日
- 20) 「破たんの英エクイタブル、利回り保証問題ようやく収束へ—高等法院が妥協案を承認」日経金融新聞2002年2月15日
- 21) *ibid.*
- 22) 「『破たん』英エクイタブル、個人年金、最大30%削減—株安で準備金不足に」日経金融新聞2002年11月22日
- 23) *ibid.*
- 24) 「エクイタブル破たん、英政府、原因究明へ—契約者の声に押され」日経金融新聞01年9月7日
- 25) *ibid.*
- 26) *ibid.*
- 27) <http://news.bbc.co.uk/1/hi/business/2588525.stm>
- 28) *ibid.*
- 29) 「大手会計事務所への訴訟相次ぐ」日経金融新聞2002年4月22日
- 30) 日経金融新聞2002年5月1日
- 31) *ibid.*
- 32) http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.hm-treasury.gov.uk/indrev_pen_index.htm
- 33) 「デビースFSAを去る」デーリー・テレグラフ紙2002年12月13日 <http://www.dailytelegraph.co.uk/money/main.jhtml?xml=/money/2002/12/13/cnfsa13.xml&sSheet=/money/2002/12/13/ixfrontcity.html>。
- 34) 2002年12月2日 <http://news.bbc.co.uk/1/hi/business/2535219.stm>
- 35) *ibid.*